

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

国の審議会（資源・燃料分科会、液化石油ガス流通ワーキンググループ）
における資料等について（お知らせ）

標記審議会が下記のとおり開催され、その資料が経済産業省ホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

なお、誠に恐縮ではございますが、同資料につきましては容量が大きいことから添付しておりませんので、下記ホームページよりご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

記

【経済産業省ホームページ】

○資源・燃料分科会(第43回)：令和6年11月13日(水)開催

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/043.html

〔主な審議内容〕

経産省より、前回(9月24日)に行われた本分科会に引き続き、資源・燃料政策を巡る状況について議論が行われました。

LPガスについては、次世代燃料としてグリーンLPガスの現状と課題、LPガスの重要性（レジリエンス力、供給安定性）について説明がありました。

次期エネルギー基本計画におけるLPガスの位置づけと方向性について、当協会よりオブザーバーとして参加している村田専務理事及び日本LPガス協会の縄田専務理事から以下の発言を行いました。

【村田専務理事の主な発言】

LPガスは、地政学上のリスクも低く、災害に強いエネルギーとして位置付けられている。経産省の施策のみならず、現政権の重要政策である地方創生事業との関連からも取り組んでいただくよう政策面の連携をお願いしたい。

災害時の避難所となる学校施設へのGHP導入についても、経産省のみならず、文科省など他省庁との連携が不可欠である。

LPガスは中東依存度が低く、北米依存度が高い燃料であり、米国の環境政策、経済政策、対中国政策等の動向による日本への影響をシミュレーションした上で、備えを固めていただきたい。

【縄田専務理事の主な発言】

G X実現に向けた対応として、グリーンLPガス推進官民検討会の2030年600万tのCO₂削減に向けた取り組みから実現を目指していく。

また、DME規格検討を含めて、グリーンLPガスの導入に向けて規格検討を進めていく。

LPガスの重要性（レジリエンス、供給安定性）として、LPガスは北米、カナダ、豪州からの輸入は2023年ベースで9割以上となっており、安定調達が可能なエネルギーであり、停電時にも稼働可能な災害に強いエネルギーとして、避難所となる小中学校の体育館へのLPガス自立型GHPの導入が求められている。

○液化石油ガス流通ワーキンググループ(第10回)：令和6年11月20日(水)開催

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/010.html

〔主な審議内容〕

商慣行是正に向けて7月2日に液石法省令が施行され、その後の状況(①LPガス地方懇談会における議論状況②LPガス商慣行通報フォームに寄せられた情報③規制当局における監視・執行体制整備、規制当局の取組④関係省庁と連携した取組⑤商慣行見直しに向けた取組宣言)について報告が行われ、今後の対応として、市場監視・モニタリングの進め方等について議論が行われました。

当協会より、委員として高橋流通委員長及びオブザーバーとして村田専務理事が出席し、以下の発言を行いました。

【高橋委員及び村田オブザーバーの主な発言】

〔高橋委員〕

今回の液石法省令改正の目的は、安いガスをお客様に提供することが目的である。

ただし、新聞を契約すると洗剤をいただいたりするが、その程度ならば理解できるが、エアコンや収納ボックスなど高い商品も提供するとなると販売事業者として負担が大きくなることから、一部の販売事業者がガス料金に転換する商慣行があったことが問題となった。今回メスが入ったことで、今後はその動向を見ていただき、是正するものがあれば対応していくべきではないか。

また、7月2日施行までに自主取組宣言をした販売事業者に対して、駆け込み営業をやっているという報告が寄せられていた。施行されて以降、大きな報告は聞いてはいないが、通報フォームに寄せられた案件については、行政はしっかりとした取締りを目に見えるような形で対応をしていただきたい。

〔村田オブザーバー〕

今回の制度改正については、過去の反省に立って適切に実施して参りたい。

さて、施行前、施行後に通報フォームに寄せられたものには、法令違反のおそれのあるものが少なくない状況であると思われる。通報フォームの内容を見る限り、過大な営業行為の内容が多く寄せられているものと認識している。現場では出てこないものも含めて、

過大な営業行為の内容があるのではないか。規制当局においては、適切な対応をしていただきたい。通報フォームに寄せられた案件や対応状況についてフィードバックが必要である。

16事業者にヒヤリングを行ったと伺ったが、きっちりとした法規制の執行が必要である。

来年4月からは3部料金制の導入が施行され、全ての契約が対象となることから、販売事業者及び消費者に認識をしてもらうことが必要である。

自主取組宣言については、現在、約1,600社(所)が宣言を行っているが、全国の販売事業者数は約16,000社その大半が中小零細業者であることから、約10%しか宣言をしていない状況であるが、全L協では、本年3月に行動指針を策定し、都道府県協会を通じて販売事業者の本指針を参考に宣言をお願いしているところである。

また、公布から施行までに自主取組宣言をした販売事業者に対して、そこを狙い撃ちして駆け込み的な営業をやっているという報告が寄せられていた。正直者が馬鹿を見ないように行政当局がしっかりと取締りをしていただきたい。

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷(孝)、岩田